

信書便事業に関する周知活動の取組について

1 信書便事業説明会の実施

別紙のとおり

2 各団体に対する周知活動の実施

(1) 本省

信書便の利用が見込める業界団体を通じて会員企業等への信書便制度の周知・普及を図るため、業界団体を訪問し、信書便事業の周知について協力を要請。要請した内容は次のとおり。

ア 文書発送担当者等の関係者に信書は、信書便事業者又は郵便事業会社のみ送達が可能であることについて周知・徹底

イ 文書発送担当者等の研修等において、「信書便制度」や「信書の取扱ルール」について取り上げていただくよう要請

ウ 総務省が行っている信書便事業説明会の会員等に対する周知

上記について、団体の運営委員会でのプレゼンテーションの実施、会員専用のHPへの掲載、会報誌への掲載など会員への周知について協力を得た。

(2) 地方局

ア 自治体等に対して信書便事業説明会の案内状を送付するとともに、希望する団体に対して「信書に該当する文書に関する指針」等の資料を送付

イ 総合通信局等の広報誌において信書便事業制度に関する記事を掲載

ウ 業界団体等の広報誌に信書送達には郵便・信書便を利用するよう啓発記事を掲載

エ 信書便の利用が見込まれる自治体、病院、銀行等を訪問して制度を説明及び法令遵守を要請

オ イベント会場において信書便事業のパネル展示、説明、信書のガイドライン等の配布

カ 各県の地域情報化推進会議（※）において信書便制度説明の資料を配布

※地域情報化推進施策等への理解を深めるため、取組事例等を紹介するもの

キ 局開催の講演会等において信書便制度説明のパンフレットを配布

3 信書便年報の配布

信書便事業の現状及び制度の内容について、親しみやすく、分かりやすく説明した「信書便年報」を作成・配布することにより信書便事業について一層の周知・理解の徹底を推進

(1) 内容

信書便制度の概要や事業への参入状況・取扱実績などのほか、地方公共団体における信書便サービスの利用例（本庁・支庁間における文書の巡回集配など）などについて、コラム形式で紹介

(2) 配布先

上記1の説明会の参加者（自治体・トラック事業者等）への配布に加え、特に19年度はすべての都道府県庁（市町村担当課・行革担当課）及び政令指定都市（行革担当課）に送付（計112部）したほか、すべての都道府県・政令指定都市立の中央図書館にも寄贈（計64部）するなど、配布先を拡大

また、上記の他、総務省のホームページにも全文を掲載

（URL：<http://www.soumu.go.jp/yusei/nenpou.html>）

平成19年度信書便事業説明会の実施状況

信書便事業制度のより一層の周知及び理解を図るため、全国の総合通信局及び沖縄総合通信事務所管内において、利用者向けの説明会を次のとおり開催

1 信書便事業説明会の概要

(1) 説明内容

- ア 信書の定義
- イ 信書を送達できる者
- ウ 特定信書便事業の概要
- エ 特定信書便事業のサービス例
- 等

(2) 対象者

自治体、国の出先機関、病院、金融機関、商工会議所等

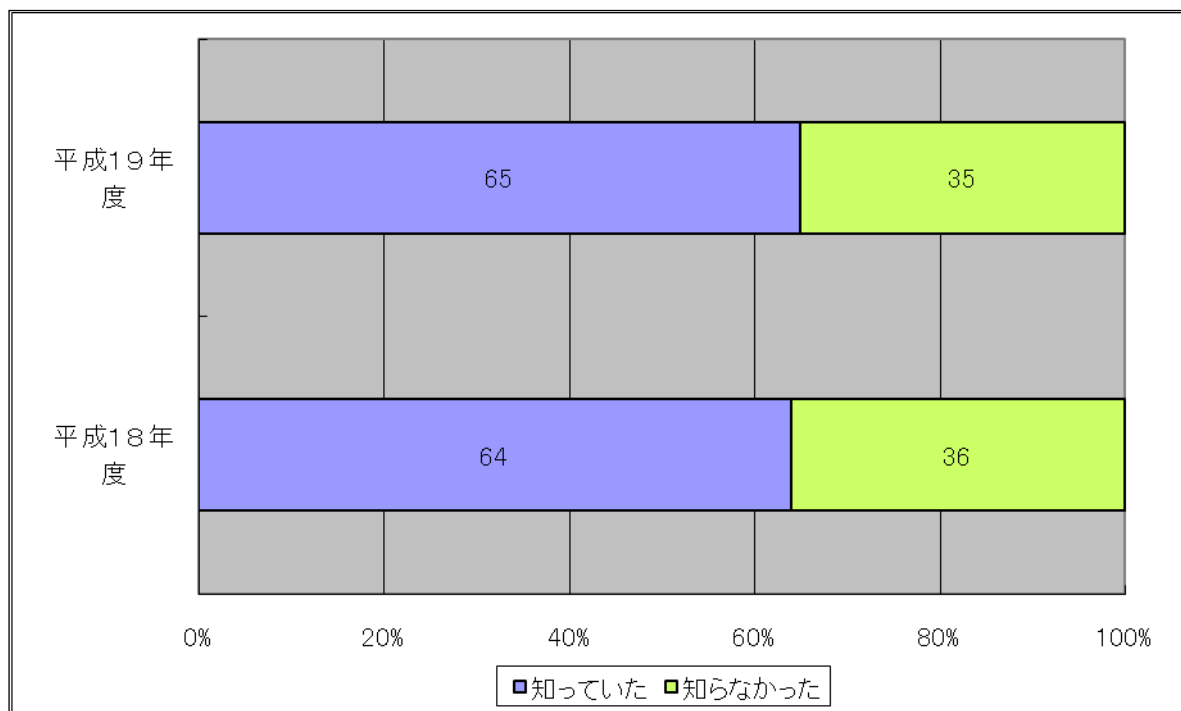
(3) 実施状況

全国25箇所に会場を設けて実施し、386団体が参加

2 利用者へのアンケート結果

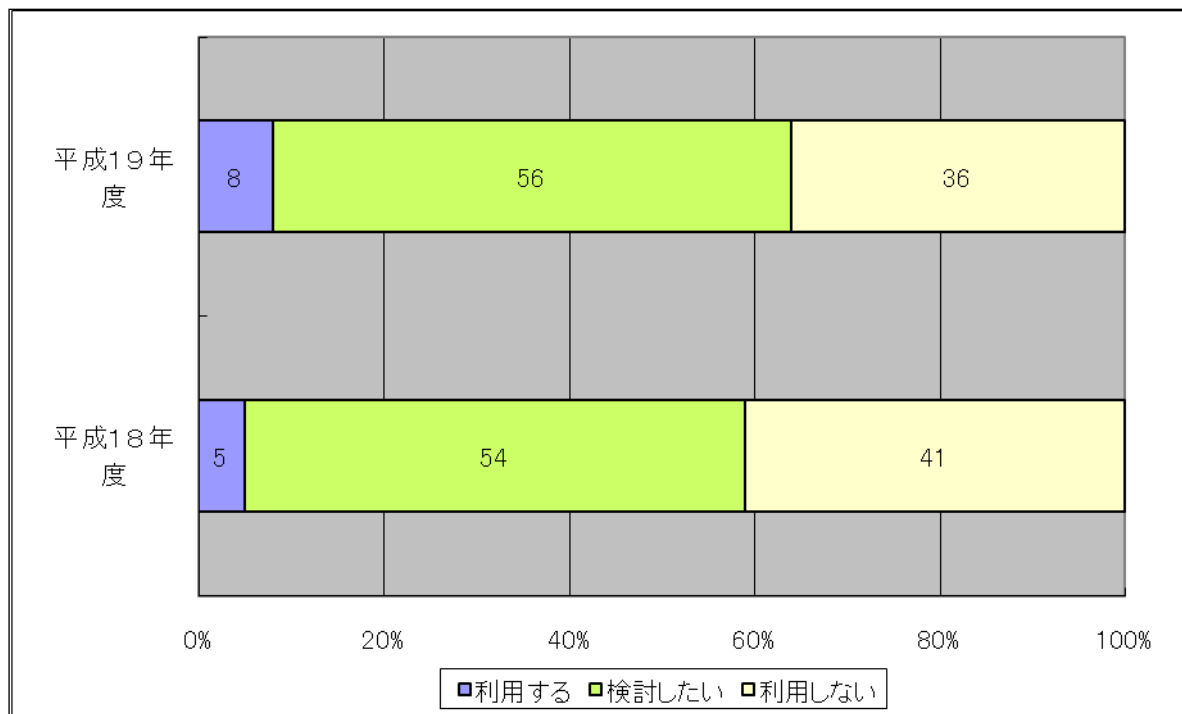
(1) 信書便の認知度

参加団体の6割程度は「信書便」という名称を認知。



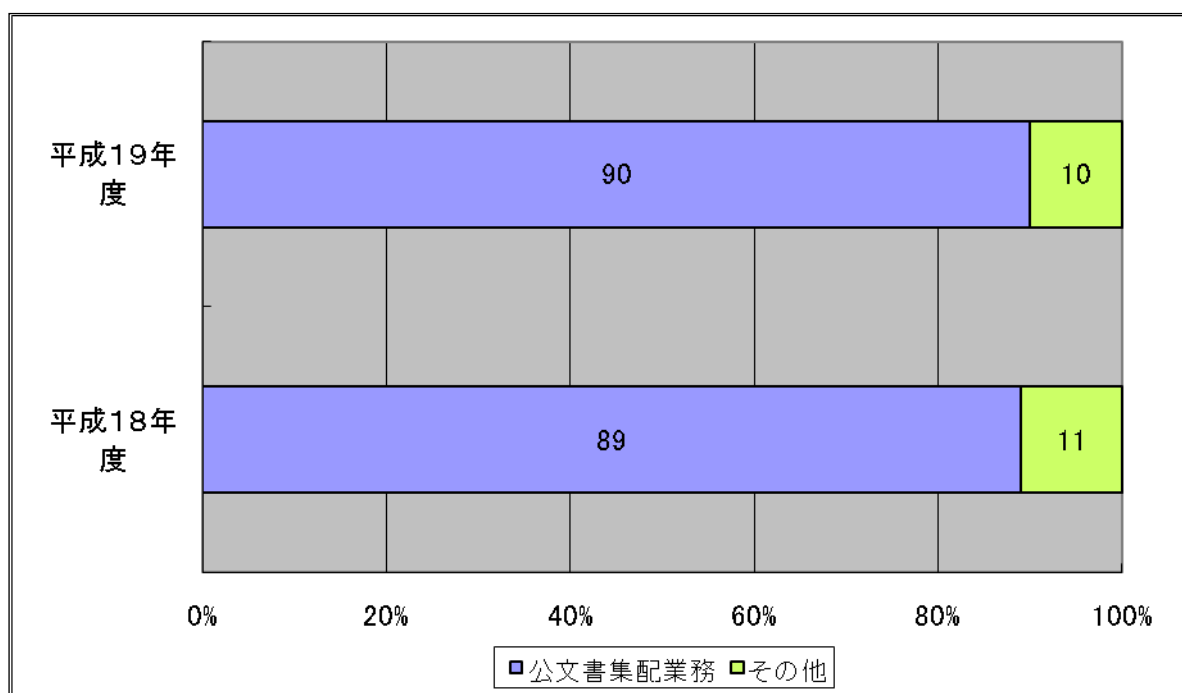
(2) 信書便の利用意向

参加団体の6割程度は、信書便を利用又は利用を検討する意向あり。



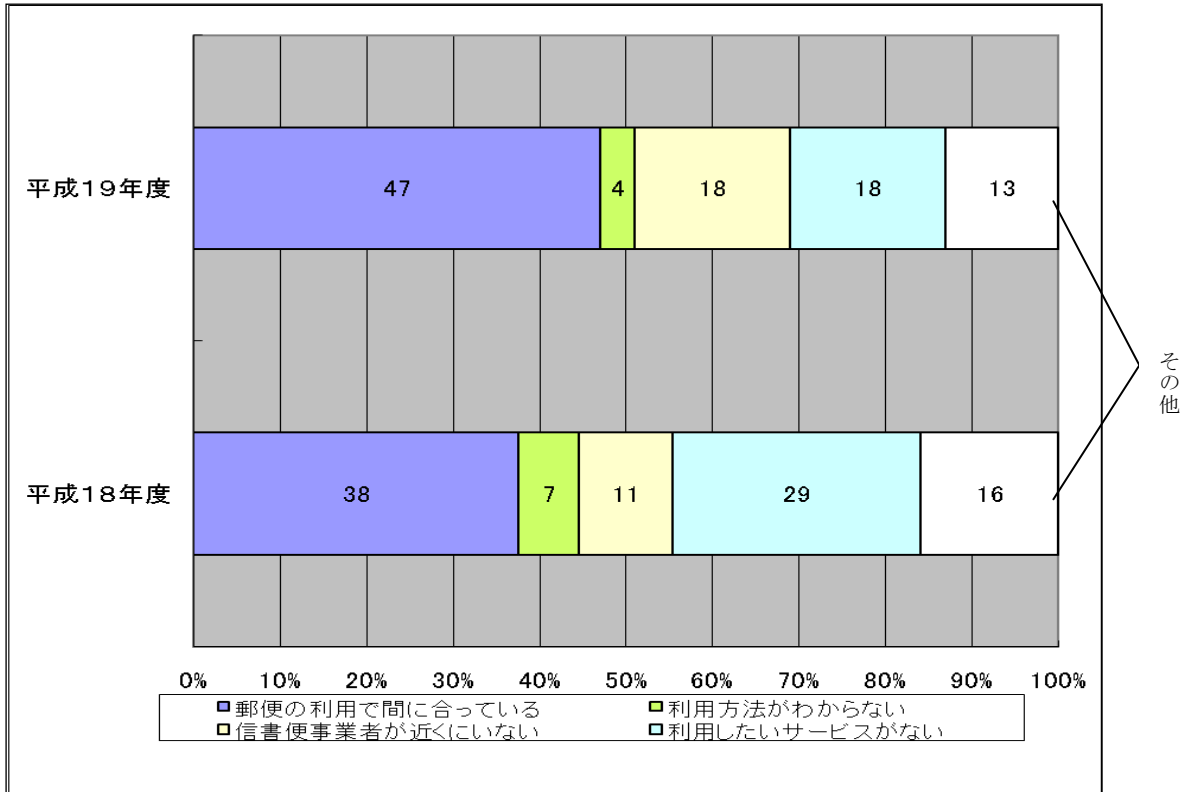
(3) 具体的な利用形態

信書便を利用又は利用を検討と回答した団体の9割程度が公文書集配業務と回答。



(4) 信書便を利用しない理由

郵便サービスで間に合っているが9%増加し約5割。一方で信書便事業者が近くにいないが7%増加し約2割に。



(5) 信書便事業についてさらに詳しく知りたい内容

信書便サービスの具体的な利用例（公文書集配業務を含む。）を知りたいとする団体が約8割。

